

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
<編集・発行>
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



“見—つけた!”

六本松2丁目、飲食店街のビルの2階、オムライス喫茶「クローバー食堂」。店主は行徳智浩さん。糟屋郡のご出身34才。

2012年12月25日オープンしたばかりです。28才の時、渡辺通の「Bivi」というビルにあった大分に本店がある「Dish」というオムライス専門店で勤め始めました。しかし、その店が閉店となり大分へ移りオムライスを5年修業。お店を出すなら“福岡で!”の思いから帰って来ました。



◎六本松のビルの2階とは・・・

10年ほど前、谷に住んでいたので六本松はよく知っている町です。店舗候補としていろいろ見ましたが庶民的で人情のある六本松、そしてこの店の内装も気に入りました。借りてから何も手は加えていません。

◎店名「クローバー食堂」とは・・・

クローバーは幸せの象徴、皆さんに幸せになってほしい!!「食堂」を付けたのは誰でも気軽に来て、家で食べるような気分で「ごはん」を食べてほしいとの思いからです。家族で利用するにも仕事帰りに一人で利用するにもピッタリです。

◎オムライス喫茶と書いているのは・・・

オムライスはいろいろな組合せで作ることが出来ます。創作のものも入れると14種類準備しています。いろいろなオムライスを楽しんで頂きたいのです。フワフワ・トロトロのイメージ通りで時間をかけずにスピーディに作るのがコツ。卵も安心して食べて頂ける物を使っています。

ランチは日替定食も準備しています。オムライスのセットと併せ一度ご賞味下さい。ご来店をお待ちしています。

- 料金 ・ランチ(定食)・・・¥600 ・オムライスランチ・・・¥700
 - ・ツナチーズトマトオムライス・・・¥750
 - ・ハヤシソースオムライス・・・¥800
 - ・キーマカレーオムライス・・・¥750
 - ・なすチーズミートオムライス・・・¥800
 - ・特製ビーフシチューオムライス・・・¥1,100
- (スープ+サラダ付)

★座席数が少ない為お昼は満席の可能性もあります。ご了承下さい。夜の営業のみご予約を承っております。

◆クローバー食堂◆

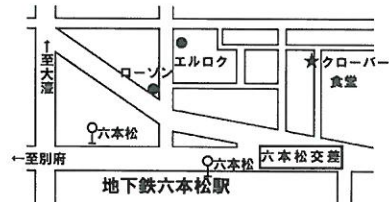
場 所: 福岡市中央区六本松2丁目5-14-2F

営業時間: 11:30~15:00 (ランチ)

17:00~22:00

店休日: 不定休 ☆日曜営業中(ランチ無し)

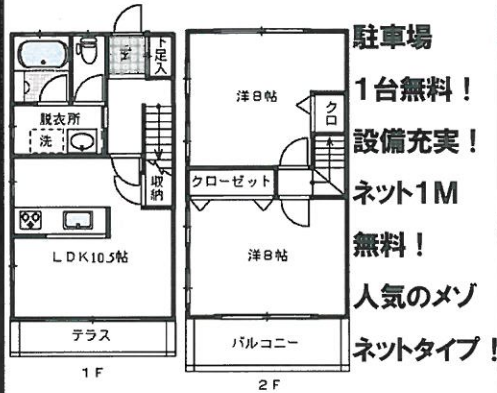
T E L : 092-791-8734



☆ ★ 6月の催し ★ ☆

| 日時 | 催 事 内 容 | 料 金 | お問い合わせ | T E L |
|-------------------|---|------|----------------|----------|
| 6/9 (日) | 演劇鑑賞会 劇団銀河鉄道のめいぐるみミュージカル 「かさじぞう」「さんまのおふだ」 時間: 1回目 11:00~12:36 2回目 14:30~16:06 ※各回途中休憩 15分 ※各回開演2時間前から会館1階で入場整理券を配布します。満席で断りする場合があります。 | 有料あり | 少年科学文化会館 | 771-8861 |
| 6/15 (土) | 「科学体験広場」 ~科学工作&実験をするよ!~ ○ペンハムのコマ ○不思議なコップ ○ドライアイス実験 | | 少年科学文化会館 ホール | |
| 6/29 (土) | 「てづくり教室」 ☆ふうりん ☆ペットボトルカバー ☆でんぐり ☆牛乳パックパズル ☆しゃくとりむし ※内容などは予定であり、変わることがあります。 | | 少年科学文化会館 1階学習室 | |
| 6/2 (日) | 「レーザーショー&ターボのイリュージョンマジック」 会場/ エネルギーホール ①11:00②14:00 (各回約40分) 定員/各回 230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。(先着順) | 無 料 | 九州エネルギー館 | 522-2333 |
| 6/9 (日) | みらいくんのわくわくサイエンス [予約制] 「光るペットボトル風車」 会場/ チャレンジスタジオ ①10:00②14:00 (各回60分) 定員/各回 20名 対象/小学生 申込方法/5月26日(日)から電話または館内受付にてお申し込み下さい。 | 無 料 | 九州エネルギー館 | 522-2333 |
| 6/30 (日) | 「エネカンクイスラリー」 会場/ エネルギー館 および あかりの館 定員/先着 200名 ※定員になりしだい終了させていただきます。 ※クイスラリーの参加はお一人様1回限りです。 | 無 料 | 九州エネルギー館 | 522-2333 |
| 6/4 (火) ~ 6/9 (日) | 「和紙の絵 三人展」 会場/ 2階NHKギャラリー 時間/ 10:00~18:00 内容/ お花や風景、人物など和紙で描いた作品を30点あまり展示。 | 無 料 | NHKギャラリー | 724-7001 |

メゾンネットハイツ
レインボーヒル井乃浦 1-2F
 ◆間取り.....2LDK (63.34㎡)
 ◆所在地.....中央区小笹4丁目
 ◆賃料.....77,000円
 ◆交通.....西鉄バス小笹徒歩9分



分譲賃貸マンション
ロイヤルマンション六本松 3F
 ◆間取り.....4LDK (74.7㎡)
 ◆所在地.....中央区梅光園1丁目
 ◆賃料.....115,000円
 ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩5分



賃貸マンション
カノウビル 4F
 ◆間取り.....2LDK (54.73㎡)
 ◆所在地.....中央区草香江2丁目
 ◆賃料.....60,000円
 ◆共益費.....4,000円
 ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩4分



分譲賃貸マンション
金山団地 55棟 4F
 ◆間取り.....3DK (48.85㎡)
 ◆所在地.....城南区金山団地
 ◆賃料.....48,000円
 ◆共益費.....2,000円
 ◆交通.....地下鉄金山駅徒歩9分



上記物件のお問い合わせは 広告有効期限H25/6月末 媒介
 (公社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号
 地域密着型不動産業ジャパンでスマイル!
 (株) ジャパン・スマイルか
 中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800
 Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com

～ 教育資金の一括贈与 ～

賃 貸 物 件 募 集 中 !!

制度の概要

教育資金を直系尊属である祖父母や曾祖父母から30歳未満の個人(0歳児を含む)が教育資金の一括贈与を受けた場合、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に限り、贈与税が非課税となります。この場合に金融機関(銀行や証券会社)を通じて「教育資金非課税申告書」の申告が必要です。父母からの教育費の負担はその都度の負担であれば、贈与とはみなされませんので申告の必要がありません。

受贈者の直系尊属から ①信託受益権を付与された場合 ②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合または ③書面による贈与により取得した金銭等により証券会社等で有価証券を購入した場合(以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」と言う。)には、その金銭等の価額のうち1,500万円までの価額については金融機関の各支店等を通じて「教育資金非課税申告書」を提出することにより贈与税が非課税となります。

ただし、受贈者(貰った人)が30歳になった時に教育費として使用した以外の金銭は贈与があったとして30歳の時に贈与税が課税されます。

教育費として使用した金銭(学校等以外に支払う金銭については500万円を限度。つまり、「塾」等や習い事にも使用「可」。ただし、後日、否定されないためにも事前の「お尋ね」や相談を受けた人の役職や相談日時を記録すると同時に、受贈者が30歳になるまで証拠となる領収書等を保存しておきましょう。

1.教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設を行った**金融機関等の支店等**を経由して**税務署長に提出**されます。**教育資金口座を開設前にその金融機関が教育資金口座取扱機関であるか確かめて下さい。**

2.教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払

教育資金口座から払出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に当たった金銭に係わる領収書等**その支払の事実を証する書類等を次の(1)または(2)の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の支店等に提出する必要があります。**この場合、原本の提出を要求されたら、必ずコピーをしてもらい「原本相違ない証明」の添え書きをした受理印を受け取って保存しておきましょう。0歳の時に貰った教育資金が30年後の30歳になった時に贈与税の対象になるかどうかの判定になります。金融機関の担当者も転勤や退職等があります。他人任せにせず、自己責任で説明できるようにしておきましょう。

- (1) 教育資金支払後に教育資金口座から払出す方法を選択した場合は、1年以内に提出
- (2) (1)以外の方法を選択した場合は領収書等に記載された期日の属する年の翌年3月15日まで

3.教育資金口座に係わる契約の終了

教育資金口座に係わる契約は、次の(1)～(3)の事由に該当した時に終了。

- (1) 受贈者が30歳に達した時
- (2) 受贈者が死亡した時
- (3) 口座残高が0になり、且つ、教育資金口座に係わる契約を終了させる合意があった時

上記の(1)～(3)の事由により教育資金口座に係わる契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額(学校等以外の支出は500万円が限度)を控除した**残額がある時は、その残額は贈与税の課税価格に参入されます**(この場合に贈与税の基礎控除110万円は対象となります)。

※教育資金及び学校等の範囲については文部科学省のホームページに掲載されています。

インターネットの入り方

文部科学省のホームページ→トピックス「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」→教育資金の一括贈与に係る非課税措置について(教育費の範囲)

